

外周フェンス更新等作業（高知運輸支局大津庁舎）仕様書

1. 適用

本仕様書は、国土交通省四国運輸局が発注する「外周フェンス更新等作業（高知運輸支局大津庁舎）」（以下、「本作業」という。）に適用する。

2. 目的

本作業は、高知運輸支局大津庁舎の外周フェンス等の更新及び防護柵の修繕を実施するものである。

3. 履行場所

高知県高知市大津乙 1879-1 高知運輸支局大津庁舎

4. 履行期間

契約締結の翌日から令和8年3月23日(月)まで

5. 作業内容

フェンス	撤去及び新設	一式
片開き門扉	撤去及び新設	一式
防護柵	修繕（損傷部分の撤去及び新設、既設柵の塗替え）	一式

(詳細は参考内訳書及び参考図のとおり。)

6. 作業要領

- (1) 受注者は、作業に先立ち、作業計画に関する以下の資料を作成し、監督職員に提出すること。
 - ・ 実施工程表
 - ・ 緊急時連絡体制表
- (2) 作業計画の作成にあたっては、対象施設の業務に支障がないよう配慮すること。また、職員に加え、来庁者等第三者の安全確保に配慮すること。
- (3) 作業日及び作業時間は、月曜日から金曜日（祝日及び年末年始を除く。）の8時30分から17時とする。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りでない。なお、具体的な作業日時及び場所については、監督職員と協議の上決定する。
- (4) 作業場所において、別途作業を行う第三者がいる場合、監督職員が必要に応じて工程等の調整を行うので、受注者は、その調整に従わなければならない。
- (5) 作業用の電力及び水については、既設負荷への波及がない限り、既存設備から無償で使用することができる。
- (6) 工具・機材等の運搬用車両等本作業に関して使用する車両については対象施設の駐車場を利用することができます。
- (7) 作業関係者は対象施設内のトイレを利用することができます。
- (8) 作業中の資機材の置場所は、事前に監督職員と協議の上決定すること。

- (9) 振動、騒音、臭気、粉じん等の発生する作業、停電、断水等施設の使用に影響のある作業を行う場合は、あらかじめ監督職員の承諾を受けること。
- (10) 作業に際し、必要な資格を有する者が作業を行うこと。
- (11) 受注者は、作業に従事する者に対して名札もしくは腕章を着用させるものとする。なお、庁舎管理等の理由により発注者から身分証明書の提示を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (12) 作業にあたっては、適用を受ける関係法令等を遵守し、作業の円滑な進行を図るとともに、常に安全に留意し、作業に伴う災害及び事故の防止に努めること。
- (13) 建物内での火気の使用は、原則として行わない。
- (14) 災害及び事故が発生した場合は、人命の安全確保を全てに優先させるとともに、二次災害が発生しないよう作業現場の安全確保に努め、直ちにその経緯を監督職員に報告すること。
- (15) 作業にあたっては、既存構造物等を汚損しないよう適切な養生を行うこと。なお、作業の際に既存構造物等を汚損した場合は、直ちに監督職員に報告するとともに、承諾を受けて原状に準じて補修する。なお、これに伴う経費は全て受注者の負担とする。
- (16) 作業終了時には、適切な清掃及び後片付けを行い、監督職員に終了の報告をすること。

7. 特記事項

- (1) 受注者は、本契約締結後、速やかに、発注者に契約金額の内訳書を提出すること。
- (2) 本作業には、業務内容に掲げる作業のほか、関連する打ち合わせ、資料作成等の一切を含むものとする。なお、本仕様書に記載なき事項であっても作業の履行上当然必要とされる事項については、受注者の負担において実施すること。
- (3) 本作業に使用する諸資材、付属品、雑材料（以下「材料」という。）は、以下によること。
 - ① 材料は設計図書に定める品質及び性能を有するものとし、全て新品とする。ただし、仮設に使用する材料は、適切な性能を有するものとし、新品に限らない。なお、「新品」とは、品質及び性能が製造所から出荷された状態であるものを指し、製造者による使用期限等の定めがある場合を除き、製造後一定期間以内であることを条件とするものではない。
 - ② 使用する材料が、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料を、監督職員に提出すること。ただし、設計図書に定めるJIS又はJASの材料で、JIS又はJASのマーク表示のあるものを使用する場合又はあらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りでない。
- (4) 本作業において必要となる庁舎敷地南側の農道・水道部分の土地の使用については、発注者から土地管理者に使用許可申請を行う。
- (5) 本作業において、関係法令等に基づく官公署その他の関係機関への届出手続等が必要となる場合、(4)を除き、受注者の責任において全て遅滞なく行うこと。なお、届出を行うにあたっては、届出内容についてあらかじめ職員に報告すること。
- (6) 作業前に、必要に応じて現地の実測等調査をし、数量を確認すること。
- (7) 作業開始前に、作業の支障とならないよう、作業場所周辺（施設敷地南側及び東側フェンス周り）の草刈りを実施すること。
- (8) 本作業において既存樹木が支障となる場合は、監督職員の承諾を受けた上で支障部分の切断等を行った上で作業を実施すること。
- (9) 作業場所の安全囲いをして第三者の立入りを防止する等、作業中の安全対策を確実に実施すること。

- (10) ガードパイプ修繕作業時には車両誘導員を配置し、作業場所周辺の車両の整理誘導を実施すること。
- (11) 本作業により発生した金属類発生材については、監督職員の指示する場所に集積し、発生材調書とともに官側に引き渡すこと。その他の発生材等は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）その他関係法令に基づき適切に処理し、マニフェスト等の写しを監督職員に提出すること。

8. 完成図書

- (1) 作業完了後、以下の資料を発注者に提出すること。

- 工程写真（作業前、作業中、作業完了後） 1式

作業写真の仕様は以下のとおり。

- 原則デジタル写真とする。
- 色彩は、カラーとする。
- 有効画素数は、100万画素程度から300万画素程度とする。
- 大きさは、1,200×900ピクセル程度から2,000×1,500ピクセル程度とする。
- ファイル形式は、JPEGとする。
- 写真の編集を行ってはならない。ただし、小黒板情報の電子的記入はこれにあたらない。

- (2) 電子ファイル

- ① (1)の資料は可能な限り次の電子可読形式ファイルで提出すること。

- CAD ファイル：2D-CAD：Autodesk AutoCAD LT (dwg、dxf) 及び Adobe Acrobat (pdf)
- CAD ファイル以外：Microsoft Office (docx、xlsx、pptx) 又は Adobe Acrobat (pdf)
ただし、作業写真については、撮影時の JPEG とする。

- ② 提出図書の作成に使用するソフトウェアは最新バージョンを用いること。

- ③ 記録メディア

- CD-R 又は DVD-R とする。
- 数量は1枚とする。
- 提出前に最新定義ファイルに更新されたウィルス検知ソフトでウィルスチェックを行うこと。

- ④ 記録メディアのレーベル面には、次の内容を直接印刷又は不滅インクによる手書きで明記すること。

- 件名
- 受注者名
- ウィルス対策ソフト名（ウィルス（パターンファイル）定義年月日又はパターンファイル名を含む）
- データ書き込み日
- ウィルスチェック日

9. 一括再委託等の禁止

- (1) 受注者は、本作業の全部を一括して、又は本作業の主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

- (2) 受注者は、本作業の一部（「主たる部分」を除く。）を第三者に委任し、又は請け負わせようとするとき（以下「再委託」という。）は、再委託承認申請書を発注者に提出し承諾を得なければならない。なお、再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。
- (3) 受注者は、発注者に前項の承諾を得て、再委託が行われたとき及び再委託の相手方がさらに再委託を行うなど複数の段階で再委託が行われるときは、履行体制に関する書面を発注者に提出しなければならない。

10. 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

- (1) 本件において、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力をすること。再委託の相手方等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。
- (2) (1)により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。
- (3) (1)及び(2)の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがある。
- (4) 本件において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

11. 秘密の保持

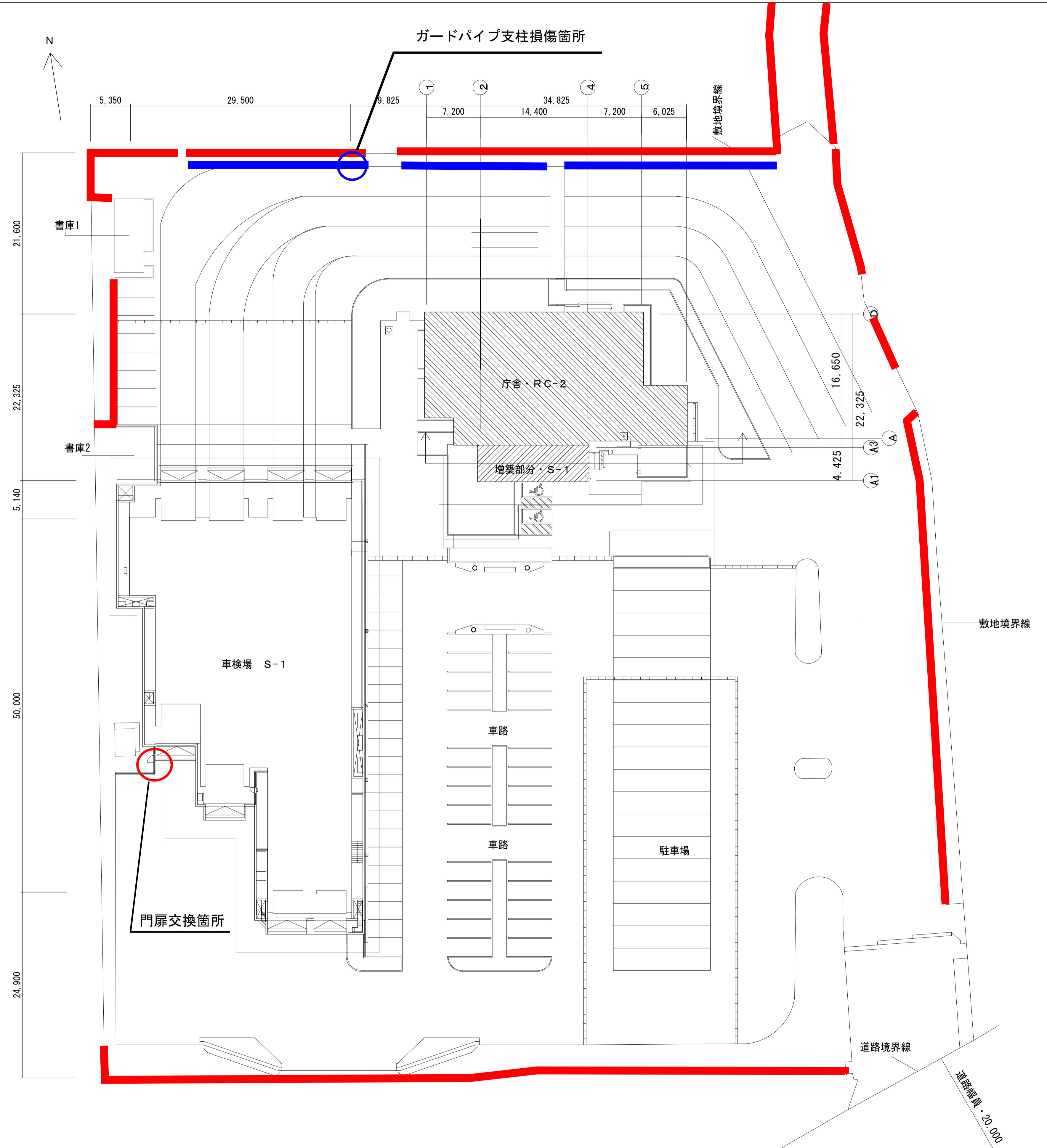
受注者は、本作業の履行中に知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

12. その他

本仕様書に定めのない事項又は本件について疑義が生じた事項については必要に応じて、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

参考内訳書

名称	規格等	数量	単位	単価	金額	備考
既設フェンス撤去						
フェンス撤去作業	H=1000 柱カッタ一切共	368.0	m			発生材（有価金属）は発注者に引渡し
フェンス撤去跡補修						
フェンス基礎簡易補修	既設撤去柱跡モルタル詰め	197	箇所			
フェンス設置						
メッシュフェンス	H1000 朝日スチール工業 UNA1000-50 ホワイト 支柱、固定金具共	368.0	m			同等品可
既存擁壁コア掘削	φ100×H200 フェンス柱用	197	箇所			
フェンス設置作業		1	式			
門扉設置						
片開き門扉	AH1500 W1200 支柱、固定金具共	1	組			
既存擁壁コア掘削	φ100×H300 門扉柱用	2	箇所			
門扉設置作業		1	式			
防護柵撤去						
ガードパイプ撤去作業	損傷ガードパイプ 1スパン	1	式			発生材（有価金属）は発注者に引渡し
防護柵設置						
支柱	GP PZ-A2-SC-W	1	本			
ビーム	3.0m	2	本			
ガードパイプ設置作業		1	式			撤去したガードパイプに取り付けられていた看板の再設置を含む
防護柵塗装						
既設ガードパイプ塗替	H=600 柱共 ケレン錆止 上塗り2回	54	m			
運搬費		1	式			
共通費						
現地調査費		1	式			
安全対策費						
安全対策費	掲示板、カラーコーン、カラー バー仮設	1	式			
車両誘導員		6	人			
準備・後片付け						
準備・後片付け	南側・東側フェンス回り 草刈り撤去・清掃	1	式			
諸経費		1	式			
計		1	式			
消費税相当額		1	式			
合 計		1	式			



工事名	外構フェンス更新等工事 (高知運輸支局大津庁舎)	図面番号	_____
図面名称	参考図	縮尺	_____
		1/300	
調整年月日	調整者	官職又は資格	氏名